

介護保険料の納め方

納め方は受給している年金^{*}の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

^{*}受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額 **18万円未満**の方 → 【納付書】や【口座振替】で各自納めます

普通徴収

●長与町から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

納め忘れないように**口座振替を利用**しましょう。

手続き

- 介護保険料の**納付書**、**通帳**、**印かん（通帳届出印）**を用意します。
 - 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

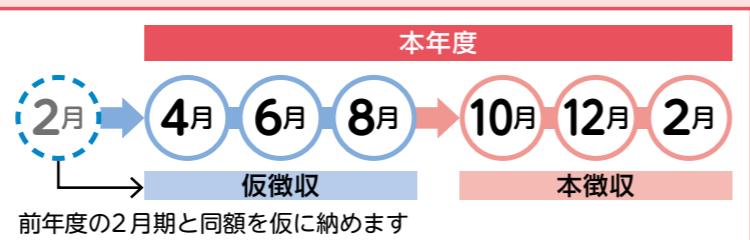
特別徴収

●保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収（仮徴収）となります。通常は、前年度の2月期と同額です。

●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。

年金から天引きになる方には、長与町から事前に「**介護保険料納入通知書（特別徴収決定通知書）**」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。



こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった（増額分を納付書で納めます）
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになったなど

介護保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



【1年間滞納した場合】

サービスを利用したとき、いつも利用料の**全額**を**自己負担**しなければならなくなります。（7～9割相当分は後で長与町から払い戻されます。）

【1年6カ月間滞納した場合】

長与町から払い戻されるはずの給付費（7～9割相当分）の一部または全部を一時的に**差し止める**などの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、**差し止められた額から保険料が差し引かれる**場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

本来1～3割である自己負担割合が**3割**（自己負担割合がともと3割の方は4割）に引き上げられたり、**高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったり**します。

65歳以上のみなさまへ

あなたの介護保険料を確認しましょう

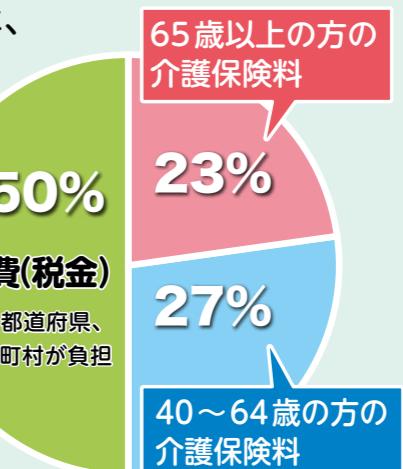
令和3年度版



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大重要な財源となります。



負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率などをもとに決められます。

一人ひとりの保険料は介護保険の大重要な財源です。
みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

長与町役場 介護保険課
TEL.883-1111



この冊子は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。



冊子内の本文には、見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

無断転載・複製禁止
©(株)現代けんこう出版

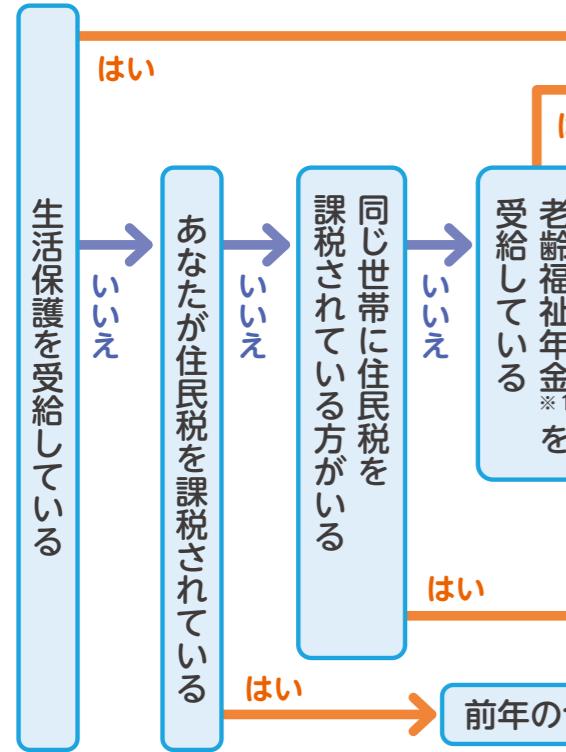
介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

$$\text{長与町で必要な介護保険サービスの総費用} \times 65\text{歳以上の方の負担分 } 23\% \div \text{長与町に住む65歳以上の方の人数} = \text{長与町の令和3～5年度の介護保険料の基準額 } 63,600\text{円(年額)}$$

あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

●税制の改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられましたが、保険料算定等に影響はありません。

●第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、9段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.30	19,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.50	31,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.70	44,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	57,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	63,600円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.15	73,100円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	82,700円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	95,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 × 1.70	108,100円

介護保険 Q & A

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例 ● 6月1日が65歳の誕生日の方→5月分から納めます
● 6月2日が65歳の誕生日の方→6月分から納めます



Q サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただこうとお願いします。



Q 所得が少なくて保険料を納めなければならないのですか？

A 所得の少ない方については、負担が大きくならないように低い保険料額が設定されています。どうかご理解ください。なお、災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに介護保険課にご相談ください。